

# 『令和7年度南関町住民提案型事業・マルシェ開催事業報告及び 令和8年度同事業募集のお知らせ』

南関町住民提案型事業補助金は、「住民が考え、住民が主体となって、住民のために実施する」様々な公益的な活動に対し、その活動費用の一部を町が助成する制度です。令和7年度は、四角囲みで示した下記の6件が採択されました。

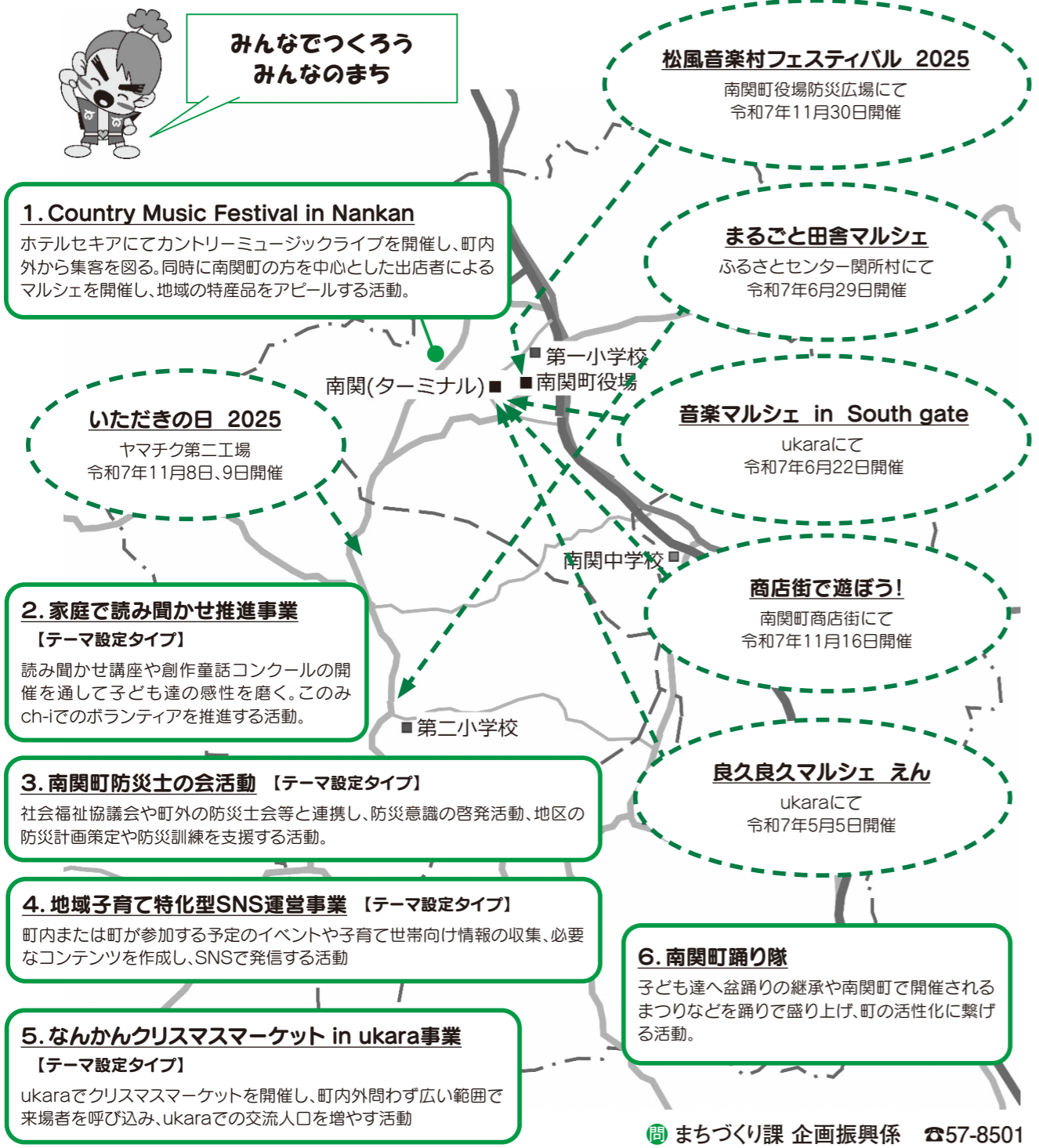
町では、令和8年度中に実施する住民提案型事業の提案をお待ちしています。

**募集締切は令和8年7月15日(水)までです。**

募集に関する詳細は、町ホームページをご覧ください。

みなさんの自由な発想と視点で、住民の連携を広げていくような、まちに元気を与える事業の提案を歓迎します。自分たちの視点・自分たちの力で色んなまちづくりを創出し、実践してみませんか？

また、令和7年度南関町マルシェ開催事業補助金は丸囲みの6件が採択されました。令和8年度南関町マルシェ開催事業も随時募集中です。



## 里親制度ってご存じですか？

里親制度とは、様々な事情で家庭で生活出来ない子どもを、保護者に代わって家庭内の中で愛情と真心を込めて育てる制度です。

7月9日～7月23日の日程で、南関町交流拠点施設(ukara)でもパネル展を開催します。ぜひこの機会に里親制度の理解を深めませんか。

- **場所:** 南関町交流拠点施設(ukara)
- **期間:** 令和8年7月9日(木)～7月23日(木)
- **時間:** 10時00分～19時30分



▲6月に実施したパネル展の様子



問 福祉課 こども家庭センター ☎57-8553

## 国民年金保険料の免除制度について

### 保険料免除制度とは

本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人が申請書を提出し、承認されると保険料の納付が免除されます。

免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

### 保険料納付猶予制度とは

20歳以上50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、ご本人が申請書を提出し、承認されると保険料の納付が猶予されます。

### 申請できる期間

保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1カ月前までの期間)が申請できます。

※手続きの簡素化および迅速化が見込めるマイナポータルを使用しての申請も可能です。

問 税務住民課 住民係 ☎57-8502